

答 申

上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

1 審査会の結論

諮問第 1 7 2 号案件「令和 6 年 1 月 3 1 日付け第 1 8 4 号個人情報開示決定」について、部分開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求は、令和 6 年 4 月 3 0 日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）から世田谷区長に対し審査請求書が提出され、同日に受理された。

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第 7 7 条第 1 項に基づき、請求人が行った「玉川総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課が保有する私に関する家庭相談記録票（令和 5 年 3 月 1 5 日付 N o. 1 2 9 及び令和 5 年 4 月 1 7 日付 N o. 6）一式」の個人情報開示請求（令和 5 年度受付第 1 8 4 号。以下「本件請求」という。）に対し、世田谷区長が令和 6 年 1 月 1 6 日付けで行った一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）について、処分を取り消し、不開示部分の開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

請求人が、審査請求書によって主張している審査請求の理由は「処分通知書（別紙）の 2（2）の理由が不当であると考えられるため」である。

3 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関は、不開示とした本件審査請求に係る部分（以下「本件不開示部分」という。）につき、法第 7 8 条第 1 項第 2 号及び同項第 7 号に該当するとして本件処分を行った。

実施機関が、本件処分について、弁明書及び口頭による説明で主張している主な内容は、次のとおりに要約される。

(1) 法第 7 8 条第 1 項では「行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下この節において「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。」と定めており、保有個人情報の開示を原則としている。

(2) しかしながら、同項第 2 号では、例外的に不開示とする保有個人情報として「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができ

ることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

- (3) これを本件についてみると、本件不開示部分の一部には、個人の印影が記載されている。個人の印影については、専ら業務に用いるものとは言えず、職員によっては銀行印と併用している者もいることから、法第78条第1項第2号ハに掲げる例外的に開示となる公務員の職務遂行情報には該当しない。したがって、当該印影については開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号に掲げる不開示情報に該当する。
- (4) また、同項第7号では、同項第2号と同様に例外的に不開示とする保有個人情報として「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。かかる「おそれ」とは、法的保護に値する相当の蓋然性が認められることをいう。
- (5) これを本件についてみると、本件不開示部分の一部には、開示請求者に対する職員の観察内容がありのままに記載されており、開示することにより、区の相談・支援業務の性質上、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。一般にこのような観察内容等の情報は、実施機関において共有し、相談・支援事務を円滑に行うことが期待されている。しかし、当該観察の内容を相談者本人に対して開示することにより、それが相談者にとって意図しない又は納得ができないものである場合は、当該相談者が実施機関に対して不信感を抱いたりする等、区の相談・支援事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす相当の蓋然性が認められることから、当該記載事項は法第78条第1項第7号の不開示情報に該当する。

よって、本件処分は法に基づき適切に行われており、本件処分には違法又は不当な点は認められず、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

4 審査会の判断

審査会は、請求人及び実施機関の主張を検討した結果、以下のように判断する。

(1) 本件審査請求対象文書及び不開示決定の理由について

本件審査請求対象文書は、請求人に関する家庭相談記録票（令和5年3月15日付N o. 129及び令和5年4月17日付N o. 6）一式であり、その中の個人の印影の部分が法第78条第1項第2号の不開示情報に該当することを理由に不開示とされ、さらに回答要旨の一部が法第78条第1項第7号の不開示情報に該当することを理由に不開示とされた。以下、これらの理由に基づいて本件処分を行ったことが違法不当であったか、検討する。

(2) 個人の印影の部分

法第78条第1項第2号は「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

当審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、本件不開示部分には実際に職員個人の印影が押されていた。この印影に係る印について、当審査会から実施機関に聞き取りを行ったところ、当該印影に係る印は職務のために作成されたものではないとのことであった。そうすると、当該印影を公にすることで、これを偽造され悪用されるなどして、当該職員個人の権利利益が侵害されるおそれがあるといえる。そのため、当該印影は法第78条第1項第2号の不開示情報に該当するとともに、法第78条第1項第2号ハに掲げる公務員の職務遂行情報には該当しないから、個人の印影の部分を不開示とした実施機関の判断に違法不当な点は認められない。

（3）回答要旨の一部

法第78条第1項第7号は「実施機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

当審査会が本件審査請求対象文書を見分したところ、回答要旨の中の本件不開示部分には、実施機関の職員による請求人の観察内容が記載されていた。

仮にこの回答要旨の本件不開示部分が開示されると、実施機関と請求人との間で観察内容や評価について認識に違いがある場合には、両者の間で信頼関係を構築することが困難になるおそれがある。また、職員による観察内容がそのまま公開されると、職員が相談を受ける際又は当該相談を記録する際に萎縮してしまい、必要な情報が実施機関内部で共有できなくなるおそれがある。これらのことからすると、回答要旨の本件不開示部分の開示は、実施機関が実施する相談業務又は相談業務と連動して行われる支援業務の適正な遂行に支障を及ぼす蓋然性があると認められる。したがって、本件不開示部分の記載内容は、法第78条第1項第7号（事務又は事業に関する情報）に規定する不開示情報に該当するから、回答要旨の一部を不開示とした実施機関の判断に違法不当な点は認められない。

（4）小括

以上から、法第78条第1項第2号及び法第78条第1項第7号の不開示情報に該当することを理由に行われた本件処分は違法不当ではない。

そのため、「1 審査会の結論」のように判断する。

5 審査会の経過

日 付	審 議 経 過
令和6年9月9日	・審査庁（世田谷区長）から諮問を受けた。 （諮問第172号）
令和8年3月24日	（令和7年度第11回審査会） ・事務局から経過概要の説明を受けた。 ・実施機関から説明を受けた。 ・諮問事項を審査した。
令和8年5月26日	（答申第172号） ・審査庁（世田谷区長）に答申した。

世田谷区行政不服審査会

会長 大林 啓吾
 副会長 土田 伸也
 委員 太田 航平
 委員 白石 裕美子
 委員 松村 武志